



とおやま F X ニュース

1日と15日の月2回、経営に役立つ情報をお届けします。

URL <http://www.to-yama.com>
e-mail tji@to-yama.com

TEL 03(5285)4123
FAX 03(5285)4124

発行 2012/01/01

第57号

公認会計士・税理士法人 とおやま 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-31-18 高田馬場センタービル6F

2012年度税制改正大綱

12月10日に2012年度税制改正大綱が閣議決定されました。あくまでも大綱は基本方針であり、必ずしも決定したことではありません。今後、通常国会にて可決されれば2012年度から適用されることになります。

<概要>

今回の大綱は、厳しい経済状況の影響もあり自動車産業と消費者に対して減税を実施したことと、住宅取得等の資金にかかる贈与税の非課税措置の拡大となった。

<重量税減税とエコカー減税の延長>

政府は重量税減税とエコカー減税により利用者の負担を軽減して、自動車の需要の拡大とそれに伴う雇用促進を目的としている。重量税は、一定の燃料・排ガス基準を満たしていれば重量税を半減するとしている。たとえ、基準を満たしていなくても新車登録から13年以下であれば年額2,700円を減額するとしている。

そして、エコカー減税に関しては2012年4月で期限が切れてしまうが、これを3年間延長するとしている。こちらもある一定の燃料・排ガス基準を満たすことにより自動車取得税と重量税を50%から100%減免するとしている。今回は100%減税の対象車種を拡大して超低燃費エンジン車が加わった。ただし、燃費基準を現行より厳しくすることとなっている。

<住宅取得資金の贈与税の非課税>

贈与税について、省エネ住宅の取得を促すため贈与税の非課税を上乗せすることになった。親や祖父母から住宅の購入資金の贈与を受けた場合に一定額までは贈与税の非課税となっているが、省エネ住宅に関しては一般住宅よりも非課税枠が500万円増加する。ただし、適用期限は2014年12月31日までとなっている。

<給与所得控除額の上限>

給与所得から一定割合を控除できる給与所得控除について、年収の上限を1,500万円として、この上限を超えた部分に関しては控除の対象からはずされることとなった。改正前は対象となる給与所得に上限がなかったため収入金額1,500万円超でも収入金額5%+170万円の控除ができたが、1,500万円超の場合に上限1,500万円となってしまうため245万円が控除金額となり1,500万円超の部分について5%の控除がなくなってしまうこととなっている。

<その他>

・現在は配偶者の合計所得が38万円以下(年間給与が103万円以下)の場合に、所得から38万円の控除が適用される配偶者控除がありますが、この控除金額の縮小が検討されていたが大綱には盛り込まれていませんでした。

・たばこ税の増税に関しても今回の大綱では盛り込まれていませんでした。

・石油や石炭など課税する環境税について、地球温暖化対策として2011年度の大綱に盛り込まれていましたが野党の反対で成立しませんでした。今回、2012年10月から導入するとしています。

(文責:赤羽根)